

令和5年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月3日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	6
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件（議案第1号）	7
○日程第5、令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）を定める件（議案第2号）	7
○日程第6、令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件（議案第3号）	7
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件（議員提出議案第1号）	11
○閉会中の事務調査について	12
○日程第8、一般質問	13
○議長の挨拶	22
○管理者の挨拶	23
○閉会の宣告	23

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第4号

令和5年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月2日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 令和5年3月3日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

令和5年3月3日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	持	田	靖	明	議員	2 番	太	田	忠	芳	議員
3 番	野	沢	聖	子	議員	4 番	小	澤		弘	議員
5 番	内	野	嘉	広	議員	6 番	友	田	雅	明	議員
7 番	大	野	洋	子	議員	8 番	鈴	木	友	之	議員
9 番	大	曾	根	英	議員	10 番	弓	削	勇	人	議員
11 番	藤	原	建	志	議員	12 番	加	藤	則	夫	議員

不応招議員（なし）

令和５年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第１日

令和５年３月３日（金曜日）

○議事日程（第１号）

日程第 １ 会議録署名議員の指名について

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第１号）

(2)議事説明者について

日程第 ４ 議案第１号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

日程第 ５ 議案第２号 令和４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第４号）を定める件

日程第 ６ 議案第３号 令和５年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件

日程第 ７ 議員提出議案第１号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件

日程第 ８ 閉会中の事務調査について

日程第 ９ 一般質問

出席議員（１２名）

欠席議員（なし）

管 理 者	石 川	清	副 管 理 者	齊 藤	芳 久
監 査 委 員	宮 ヶ 原 正	房	事 務 局 長	宇 津 木	優 明
事務局長次長 兼水処夕 七所	高 山	淳	事務局長次長 兼会計担当 副参	中 田	真 一
事務局長 兼参与 副防担	飯 田 清	貴	総 務 課 長	安 原	仁
業務課長	岡 本 義	徳	建 設 課 長	菊 地	征 一
維持管理 課長	大 沢 嘉	史			

書 記 松 下 昌 弘 書 記 吉 瀬 み ゆ き
書 記 宇 賀 田 優

◎開会及び開議の宣告

(午前 10 時 00 分)

○小澤 弘議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから令和5年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○小澤 弘議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに極めてご多用の中、ご出席を賜り、ここに開会の運びとなりましたことに對し、厚く御礼を申し上げます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の件のほか、重要な議案が上程される予定であります。議員各位におかれましては、本組合の発展のため、慎重ご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。



◎管理者の挨拶

○小澤 弘議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本年度も残すところあと僅かとなりましたが、円安やウクライナ情勢等の様々な要因による電気料金等の値上げや建設資材の高騰、調達の遅れなど、大変厳しい社会経済情勢ではありますが、本組合の各種事業につきましては、効率的な運営を図るとともに、持続的な施設の管理に万全を期していく所存でありますので、議員皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日、ご提案申し上げます議案は、令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件のほか2件でございます。いずれも本組合運営上、重要な案件でありますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして適切なるご結論を賜りますよう心からお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。



◎議事日程の報告

○小澤 弘議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小澤 弘議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

5番 内 野 嘉 広 議員

6番 友 田 雅 明 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○小澤 弘議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和5年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○小澤 弘議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査報告第1号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和4年11月分及び12月分の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程について

○小澤 弘議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件から日

程第6、議案第3号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小澤 弘議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件から日程第6、議案第3号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの3件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第2号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）を定める件であります。今回の補正は、雨水幹線整備工事の地盤改良工事を追加で実施するための必要な措置を講じることとしたほか、人事異動等に伴う人件費や各種事業の確定見込みに伴う所要の処置を講じることといたしました。

主な内容について申し上げますと、補正予算第3条に定める収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では下水道事業収益に4,672万5,000円の減額補正を行い、収入の合計を41億4,313万4,000円に、支出では下水道事業費用に1億1,470万円の減額補正を行い、支出の合計を41億9,230万4,000円にしようとするものであります。

次に、補正予算第4条に定める資本的収入及び支出の補正につきましては、収入では資本的収入に5,849万8,000円の減額補正を行い、収入の合計を28億6,338万7,000円に、支出では資本的支出に5,150万4,000円の増額補正を行い、支出の合計を39億8,230万3,000円にしようとするものであります。

なお、収入が支出に対し不足する額11億1,891万6,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

次に、補正予算第5条に定める債務負担行為の補正につきましては、石井水処理センター4系水処理施設等増設事業について、社会情勢の影響により事業費の増額と期間を延長する必要性が生じたため、新たに債務負担行為を追加することといたしました。

次に、補正予算第6条に定める企業債の補正につきましては、事業費の確定見込みに伴い所要の措置を

行うことといたしました。

次に、議案第3号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件であります、まず、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、水洗化人口を11万8,700人、年間有収水量を1,274万立方メートルといたしました。

主な建設改良事業につきましては、事業認可区域の下水道整備を計画的に推進するとともに、石井水処理センター4系列目の水処理施設増設工事等を引き続き実施するために必要な経費を計上することといたしました。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益の総額を42億2,709万6,000円にし、下水道事業費用の総額を42億1,979万6,000円としたところであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を17億882万1,000円に、資本的支出の総額を27億7,274万9,000円とし、不足する額10億6,392万8,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○小澤 弘議長 これより、各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営についての申合せ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）を定める件に対する質疑に入ります。

8番、鈴木友之議員。

○8番（鈴木友之議員） 8番、鈴木友之です。ただいま議題となっております議案第2号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）について2点質疑いたします。

まず1点目は、雨水浅羽第1号幹線整備工事の地盤改良工事についてですが、地盤改良工事の追加に伴う補正の具体的な内容についてお伺いいたします。

続いて2点目、繰越予定事業、大谷川雨水ポンプ増設工事についてですが、本来は令和4年度で終了する事業でありましたが、現下の資材高騰、品不足等の影響を受けて繰越予定事業となったと考えるところですが、事業の進捗状況、また見通しについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

雨水浅羽第1幹線整備につきましては、昨年度に引き続き内径1,800ミリメートルの管を約150メートル推進工法で上流に向け進めております。本年1月、工事を約20メートル進めたところ、事前の地質調査では確認されなかった地下水を多く含む軟弱地盤に行き当たり、機械が安定せず進めることができなくなりました。その対応策として、薬液注入による地盤改良を行い、土質を安定させた上で工事を再開することといたしました。

なお、今回の補正予算では、地盤改良工事が必要な範囲につきましては最大限を見込んでおり、施工の際は進捗の状況を確認しながら、その都度地盤改良が必要な範囲を判断しながら施工いたします。

2点目についてお答えいたします。現在実施しております大谷川雨水ポンプ場増設工事につきましては、社会経済状況の影響により特に半導体を使用する製品の納入に遅れが生じている状況であります。このことから、大谷川雨水ポンプ場増設事業も影響を受け、当初本年度末完成予定でありましたが、日本下水道事業団との協定期間を本年9月末まで延長する予定としております。

なお、現在の進捗状況につきましては、ポンプ本体の設置作業を行っているところであり、今後原動機等の設置作業や電気設備の配線工事、最終的には建物床の塗装や外構工事を実施し、9月の完成に向け進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

○8番（鈴木友之議員） 了解です。

○小澤 弘議長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件に対する質疑に入ります。

8番、鈴木友之議員。

○8番（鈴木友之議員） 8番、鈴木友之です。ただいま議題となっております議案第3号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件について質疑いたします。

ロシアによるウクライナ侵略などの影響によって、原油価格、物価高騰の影響が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている状況にあります。本組合においても、予算編成に当たり原油価格、物価高騰による影響が生じていると考えるところですが、その影響額についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

原油価格、物価高騰による影響額についてですが、主に電気料金と工事発注に係る費用に影響が生じております。

初めに、電気料金につきましては、燃料費調整単価等の上昇により、水処理センター及びポンプ施設等の電気料金が前年度当初予算と比較しますと約1億8,200万円の増額となり、合同庁舎の電気料金につきましても約570万円の増額となります。

次に、工事発注に係る費用につきましては、令和4年度の単価等を基に物価上昇等の影響を5%見込んでおり、污水管渠築造工事費で約1,100万円の増額、舗装復旧工事費で約400万円の増額となります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

○8番（鈴木友之議員） 了解です。

○小澤 弘議長 ほかに。

太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 議席番号2番、太田忠芳です。議案第3号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算について質疑をいたします。

質疑事項は、予算書18ページにありますセグメント情報に関する注記についてであります。まず、セグメント情報の役割について質疑をいたします。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

セグメント情報につきましては、複数の事業を実施している場合、各事業における経理に関する財務情報を開示することで、議会や市民に対しそれぞれの経営状況を明確に示す役割がございます。本組合の下水道事業につきましては、公共下水道事業として污水事業と雨水事業に分けられ、污水事業は私費及び公費、雨水事業は全額公費で負担することが前提となっております。このため、経費の負担区分が異なる污水事業と雨水事業の2つを報告セグメントといたしました。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 再質疑します。

なぜ令和5年度予算からセグメントをオープンにしたのでしょうか。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

本組合は、これまで公共下水道事業として一つのセグメントとしておりましたが、令和３年度に現行下水道使用料の検証及び今後の在り方についての検討を行い、下水道事業運営審議会へ諮問した結果、下水道使用料算定の明確化に向け、汚水事業と雨水事業の分離について検討されたいという旨の答申をいただきました。このことを受けまして、今年度に構成市と協議を行い、令和５年度予算よりセグメントを分離することといたしました。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

２番、太田忠芳議員。

○２番（太田忠芳議員） 続きまして、燃料や資材の高騰による報告セグメントに関わる汚水事業の財源への影響について質疑いたします。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

報告セグメントに計上される汚水事業費の主な収益につきましては、下水道使用料及び構成市等負担金でございます。物価高騰による財源への影響としましては、各施設の光熱水費等の増額により、汚水事業維持管理費に係る構成市負担金が前年度と比較して増額となっております。

なお、汚水事業費全体に係る構成市負担金につきましては、企業債償還元金が大幅に減額となったため、前年度と比較して減額となっております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

○２番（太田忠芳議員） 了解です。

○小澤 弘議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小澤 弘議長 日程第7、議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、内野嘉広議員。

○5番（内野嘉広議員） 5番、内野嘉広です。ただいま議題となっております議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益の保護を図りたく本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由の説明といたします。

○小澤 弘議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会中の事務調査について

○小澤 弘議長 日程第8、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○小澤 弘議長 日程第 9、一般質問を行います。

通告者は 1 人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め 60 分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 6 番、友田雅明です。ただいまより通告に従い一般質問を行います。

質問項目は 1 項目、当組合の経営方針、経費削減や下水道料金の現状についてです。今や日本の人口減少は、様々な社会問題に大きな影響を深刻に与えているという事は言うまでもありません。しかし、このことは当組合においても決して避けられないことであり、この現実を受け止めるとともに、将来を見据えていかなければならないという危機感を感じざるを得ません。現に、国もこの危機感を痛感している中で、著しい人口減少等による料金収入の減少、施設、管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、国、地方を通じた厳しい財政状況を鑑み、将来にわたって持続可能な経営を確保しなければならない観点から、経営の見える化による経営基盤の強化が必要であると認めております。

そこで、国は地方公営企業法財務規定等の適用、いわゆる公営企業会計の適用を発令したわけです。この目的は、損益情報、ストック情報等の的確な把握による経営の効率化、経営革新の推進により適切な説明責任を果たすことと位置づけ、言わば経営責任は各所が明確にするという狙いがあり、自己責任を取りなさいと言わんばかりです。

また、下水道とは市民にとって生活と密接であり、切っても切れない大変重要な生活インフラであります。その下水道の料金は、上水道使用料を汚水排水量とみなして計算されているわけですが、市民の人口減少や節水による上水道使用料の減少が既に始まっております。それに伴い、下水道収入減は免れることはできない状況であると同時に、懸念すべき点は、経年劣化による更新、大規模な自然災害に備えた施設の耐震化や水害対策などが挙げられます。

今後は、将来を見据え持続可能な投資、市民にとってより安心でより安全な下水道の整備は大変重要であり、揺るぎない財源の確保が求められております。そのためにも、当組合の安定した企業会計を実現するために、当組合の経営方針を明確にする必要性があると感じます。そこで、以下 4 点について質問いたします。

1 つ目、経営方針について。

2 つ目、下水道料金の考え方について。

3 つ目、経費削減について。

4 つ目、下水道料金の値上げについて。

以上で私の 1 回目の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 当組合の経営方針、経費削減や下水道使用料の現状についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、経営方針についてでございますが、本組合は将来にわたって安定的な事業を継続していくための指針といたしまして、令和2年度に経営戦略を策定し、経営方針や投資、財政計画などを定めております。この経営戦略につきましては、令和3年度に1回目の改定を行い、改定後の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間としております。

経営戦略の中に定めております経営方針といたしましては、経営理念を持続的経営を確保するための取組の推進といたしまして、この経営理念に基づいた基本方針といたしまして、快適な暮らしの実現、安心して暮らせるまちづくり、健全な水環境の創出、持続可能な下水道経営、こちらの4項目を定めてございます。

次に、下水道使用料の考え方についてでございますが、法的根拠といたしましては、下水道法第20条において下水道使用料の徴収根拠及び設定の原則について規定されており、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例におきましては、下水道使用料の単価や徴収方法等について規定しております。

公共下水道事業に係る経費の負担区分といたしましては、総務省の下水道財政研究会において、雨水公費、汚水私費の原則が示されており、また汚水に係る経費の一部につきましては下水道の公共的役割に鑑みまして、水質規制費などの公費で賄うべき経費とされる繰出基準につきまして、同じく総務省より毎年地方公営企業繰出金について通知されてございます。

さらに、公益社団法人日本下水道協会より「下水道使用料の算定の基本的考え方」が出版されており、下水道使用料の考え方や具体的な使用料の算定方法などが記載されております。本組合における下水道使用料の考え方につきましても、従来よりこの考え方に基づき算定を行っており、平成29年6月1日より適用しております現行の下水道使用料につきましても、同様な考え方で算定しております。

次に、経費節減についてでございますが、本組合は経営健全化に向け、これまでも継続的に経費節減に取り組んでおり、その主な内容といたしましては、投資の合理化による削減とその他の経費の削減の2つに分けられます。まず、投資の合理化による削減といたしましては、主に将来に向けての取組といたしまして4点ございまして、1点目は全体計画の見直しによる将来の整備費の削減、2点目はストックマネジメント計画の策定による改築事業費の削減、3点目は焼却炉休止による污泥処理費の削減、4点目は水処理センターの統合による維持管理費の削減でございます。

次に、その他の経費削減といたしましては、主に3点ございまして、1点目は再生材や小型マンホールの利用促進による下水道工事費等のコスト削減、2点目は省エネ機器の導入や電力会社との複数年契約、包括民間委託の継続実施による水処理センター維持管理費の削減、3点目は合同庁舎のLEDによる電気料の削減でございます。

次に、下水道使用料の値上げについてでございますが、現行下水道使用料につきましては平成29年度に改定を行い、その算定期間につきましては令和2年度末までの4年間としておりましたことから、算定期間が経過した令和3年度に本組合職員による下水道使用料検討部会を設置し、現行下水道使用料の検証及び今後の在り方について検討を行いました。

この検討により、次期下水道使用料の改定につきましては令和6年度末まで据置くこととし、このことにつきましては令和3年10月12日に下水道事業運営審議会へ諮問し、次期下水道使用料の改定については、現下の経済情勢を踏まえて、令和6年度末まで下水道使用料を据置きとすることは妥当であるとの答申を

いただいている状況でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 一通りご答弁いただきましたので、以降一問一答方式でお伺いいたします。

まず、1 つ目の経営方針について質問させていただきます。基本方針で定めた4 項目の具体的な内容についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

基本方針の具体的な内容でございますが、まず1 項目目の快適な暮らしの実現につきましては、未整備区域の計画的な整備と未接続世帯に対する積極的な普及活動を実施いたします。

2 項目目の安心して暮らせるまちづくりににつきましては、大雨時の浸水対策として雨水幹線等の整備や雨水ポンプ場の適正な維持管理の実施、また大規模な地震発生時に下水道施設が機能不全とならないように、下水道施設の耐震機能を確保するための補強工事などを実施いたします。

3 項目目の健全な水環境の創出につきましては、下水汚泥のセメント原料化及び肥料化を引き続き実施するとともに、水処理センターの統廃合による処理の効率化を図ってまいります。

4 項目目の持続可能な下水道経営につきましては、経営の健全化といたしまして経営戦略の検証及び見直しを随時実施いたします。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 4 項目の具体的な内容については理解いたしました。

それでは、経営方針を基にした本組合の最重要課題についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

本組合では、人口減少による使用料の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、経営環境が厳しさを増す中、より一層の経営基盤の強化を図り、今後も利用者に下水道サービスをいかに持続的、安定的に提供していくかが最重要課題と認識しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 本組合がしっかりと、より一層の経営基盤の強化を図ることですので、それを基に質問させていただきます。

企業会計の適正な運営を目的とした、総務省では地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業として外部の経営アドバイザー制度を推進しておりますが、本組合も真剣に経営基盤の強化を図るならば、この制度を導入すべきと考えますが、本組合のご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、外部のアドバイザー制度につきましては、地方公共団体等の財政運営、経営の質の向上を図ることを目的といたしまして、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業で創設された地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業がございます。本組合では、令和３年度に現行下水道使用料の検証を行う際にこの制度を活用し、経営状況などについてアドバイスをいただいております。今後におきましても、この制度を積極的に活用していきたいと考えております。

また、本組合では企業会計支援業務を毎年委託いたしまして、その業務の中におきましては公認会計士からの助言をいただくこととしてございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 既に活用したとのことと、公認会計士からもご助言をいただいているとのこと、引き続きこの制度を活用することにより、さらなる経営強化を図られることに期待をするところであります。

それでは、2 つ目の下水道使用料の考え方についての質問に移ります。現行の下水道使用料の具体的な算定方法についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

現行下水道使用料の算定に当たりましては、下水道使用料単価を1立方メートル当たり税込みで150円となるように設定いたしました。理由といたしましては、この単価につきましては総務省の今後の下水道財政の在り方に関する研究会の報告書において妥当な水準としている単価であり、また全国財政課長会議の下水道事業における使用料の適正化の会議資料におきましても、まずは下水道使用料単価を150円に引き上げることとしており、これらを参考に算定いたしました。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 1立方メートル当たり税込みで150円となるように算定しているとのこと、これは下水道事業における使用料の適正化として、下水道使用料単価を150円に引き上げということを理由としたことから算定したというものは理解できました。

それでは、過去の算定方法と現行の算定方法にどんな違いがあるかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

過去の算定方法につきましては、算定期間中における使用料対象経費に対して下水道使用料で賄える率でございます経費回収率、この目標を先に設定してから算定を行いましたので、現行使用料の算定方法とは異なっております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 過去の算定方法は、現行の算定方法に比べると非常に分かりづらく、現行の算定方法が非常に分かりやすいということは理解できました。

それでは、最初の質問の答弁の中で、汚水に係る経費の一部を公費で賄うべきとありましたが、今後の構成市負担金の考え方についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

今後の構成市負担金の考え方につきましては、先ほども申し上げましたが、下水道の公共的役割により汚水処理費の一部を公費で賄うべき経費として繰出基準が通知されており、そのうち適正な使用料で充当し切れない資本費につきましては、分流式下水道等に要する経費として公費負担とされております。

本組合では、今年度分流式下水道等に要する経費の在り方につきまして構成市と協議した結果、資本費の3割を上限とするということといたしました。したがって、今後の下水道使用料の算定に係る構成市負担金の考え方としましては、資本費の3割までを公費負担として算定したいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 確かに汚水に関しては経費の一部を公費で賄うことは、分流式下水道と合流式下水道としたときに、公平性の観点から算出すれば当然のことと思います。それが資本費の3割まで公費負担としたことは、ごもっともだと感じます。

それでは、汚水私費とありますが、下水道使用料のほかに、使用者が負担する負担金はほかにあるかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

使用者が負担する下水道使用料以外の負担金についてでございますが、公共下水道が整備されるときに、その土地の所有者などから一度だけ納めていただく受益者負担金と、公共下水道の処理区域以外から公共下水道への接続を希望した方が納付する公共下水道事業分担金がございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 受益者負担金と公共下水道事業分担金の2種類があることは理解できました。

それでは、過去5年間における下水道使用料の収入実績についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

本組合では、令和2年度より公営企業会計へ移行しており、公営企業会計では調定額が収入の決算とな

りますことから、比較しやすいように一般会計とした場合における過去5年間の下水道使用料の収入額を申し上げますと、平成29年度は19億918万6,376円、平成30年度は19億6,564万7,222円、令和元年度は19億5,263万3,474円、令和2年度は19億8,987万8,533円、令和3年度は19億8,955万500円。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 過去5年間でも、平均で約20億円弱の収入で推移していることが理解できました。

それでは、本組合の下水道使用者のうち、徴収できなくなった過去5年間の実績についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

徴収できなかった下水道使用料は、地方税の例により5年が過ぎると不納欠損処理を行っております。その不納欠損処理を行った過去5年間の実績であります、その対象となった人数、調定件数及び金額の順に申し上げますと、平成29年度は431人で961件、金額は252万2,861円、平成30年度は427人で931件、金額は221万4,007円、令和元年度は373人で826件、金額は181万2,065円、令和2年度は377人で813件、金額は183万2,065円、令和3年度は368人で812件、金額は191万2,591円となっております。

その主な理由といたしましては、所在不明や死亡などによるものでございます。所在不明につきましては、住民登録はあるが現地にいない場合や、住民登録がなく追跡調査が不可能となったものでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 過去5年間の間にも、人数、件数また金額にしても、かなりの未回収の数があることに驚きであります。これだけの不納欠損処理があることはさらに驚くとともに、今後の未回収増の懸念と、企業会計であれば回収不納金は売掛金となるわけですから、企業経営から考えると赤字に直結することとなり、将来の経営に関わる不安要素であります。

それを基とした質問となりますが、本組合の下水道使用料のうち、徴収できなくなった不納欠損額は全体のうちどのくらいの割合なのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

徴収できなかった不納欠損額の割合につきましては、収納予定である調定額が毎年約20億円でありますので、これに対し不納欠損額を毎年約200万円としますと、その割合は約0.1%となります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 徴収できなかった不納欠損額の割合が0.1%とのことですが、0.1%は毎年のこととなれば、大きい金額となります。このことを良しとすることは、決して許すべきことではないと思いま

す。

同様に、上水道の考え方を比較してみましても、上水道法では水道料金の未納者に対して水道を止めることは可能であります。下水道は垂れ流しのわけですから、水道と同じように止めることができないわけ。下水道では、どのような法律に基づき対応しているのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

下水道使用料は、地方税法の規定による滞納処理を行っております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 地方税法の規定による滞納処理を行っておりますとのことですが、しかし未納者に対しては、地方自治法231条の3第3項、附則6条3項、下水道法20条と、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第42条に基づき徴収することが義務づけられているわけ。企業会計を健全なものにするには、企業コンプライアンス、いわゆる法令遵守することと、不納欠損を許すことなく未納者からしっかりと徴収することは当然のことと考えますが、本組合のご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

未納者に対する対応につきましては、まず最初の納期限までに納付がない方へは、条例の規定に基づき納期限後20日以内に督促状を発し、督促しております。督促状を発した後、さらに納付がない場合には、個別の現地訪問などを実施しております。また、現地訪問した際、そこに住んでいる様子がない場合には、住所照会など追跡調査のほうを実施しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 法と条例に基づき徴収していることは理解できましたが、何よりも第一に、不納欠損額をなくすことが望まれると感じます。

また、それらの下水道使用料を徴収する業務は、誰が行っているのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

下水道使用料の徴収業務は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団による料金徴収業務委託の実施に合わせ、本組合でも使用料徴収業務委託を実施し、平成17年度より水道料金及び下水道使用料の同時徴収を行っているところでございます。

現在の受注者は第一環境株式会社、契約期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 過去には、本組合員が徴収していたとも聞いておりましたが、現在は第一環境株

式会社さんが水道料金と併せて徴収しているとのことで、外部委託していることは理解できました。

そこで、外部委託により徴収業務委託を実施したことによる効果がどのようなものがあるかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

徴収業務委託を実施したことによる効果でございますが、これまで徴収業務に充てていた職員を減らすことができたことが一番大きいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 外部委託により人員の削減ができ、人件費の経費削減につながったとの結果は、大変有意義であると感じます。

それでは、そのことにちなみまして、3 点目の経費削減についての質問へ移ります。最初の質問の中で、投資の合理化による削減とは将来に向けての取組であるとのことでしたが、その具体的な内容についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

具体的な内容といたしましては、1 点目の全体計画の見直しにつきましては、公共下水道の整備区域 3,612ヘクタールから1,917.8ヘクタールへ大幅に縮小することにより、将来の整備費が大幅に削減されることとなります。

次に、2 点目のストックマネジメント計画の策定につきましては、下水道施設の点検、調査を実施し、優先度の高いものから計画的に改築更新することにより、施設の延命化を図り、経費を削減するものでございます。

次に、3 点目の汚水処理費の削減につきましては、污泥処理の広域化により焼却炉の休止が可能となったため、今後見込まれる施設の更新費用をなくすることができるものでございます。

次に、4 点目の水処理センターの統合につきましては、北坂戸水処理センターを廃止し、石井水処理センターへ統合することで施設を集約し、より合理的な維持管理が可能となり、大幅な維持費の削減を図ることができるものでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 1 点目から 4 点目まで、かなりの数の削減の計画がそれぞれあるとのことで、大幅な削減がなされると感じます。

次に、その他経費の削減とありましたが、それについては現在も取り組んでいる内容かと思われませんが、過去 5 年間にわたる経費削減額についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

その他の経費の削減の過去5年間における経費削減額といたしましては、建設工事費の削減及び省エネ機器の導入による水処理センター運転管理費の削減などによりまして、5年間で約2億3,000万円の削減が図られております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 5年間で2億3,000万円の削減が図れたとのことと、現行の削減計画と併せてさらなる経費削減に大いに期待したいと感じます。

それでは、4番目の下水道使用料の値上げについての質問へ移ります。最初の質問で、令和6年度末まで下水道使用料を据置きすることが妥当であるとのことでしたが、その先の使用料の改定案があるかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

現時点におきまして、次期下水道使用料の改定案はございません。今後につきましては、時期が来ましたら改めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 現時点では、次期下水道使用料の改定案はないということは理解できましたが、しかし、令和6年度まで据置きということは、今後使用料を値上げするということが予想されます。そうであるならば、その算出方法についても今から考えるべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

地方公営企業法の規定において、経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならない独立採算制の原則が定められております。このことを踏まえまして、次期下水道使用料の算出につきましては、経営戦略の見直しと併せて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 値上げの算出方法は検討することと理解いたしましたが、それでは値上げする場合、どの程度の値上げが見込まれているのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

近年の物価高騰や平均使用水量の減少等を考慮した経営戦略の見直しを行い、先ほども申し上げましたが、独立採算制の原則を踏まえ、持続的、安定的な下水道サービスが提供できるよう検討してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 値上げの見込みも、算出と併せて現段階では数字が出ないとのことは理解できました。しかし、現在生活インフラである電気、ガス料金が高騰し、多くの市民の生活に大きな影響をもたらしていることは否めません。そんな中、水道料金と下水道使用料の値上げについても多くの市民は懸念するところであり、大変関心のあるところでございます。

現在の日本は、ご存じのとおり決して景気がよいとは言えない状況であります。そんな中でありますから、下水道使用料の値上げに賛成する市民は少ないだろうと感じます。値上げすることを避ける意味でも、経費削減はもとより、本組合の安定した経営こそが値上げを抑制することにつながると考えます。今後、本組合も厳しい経営に携わっていかなくてはならない中で、さらなる経営努力が望まれます。

そこで、本組合のご所見をお伺いし、最後の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

下水道事業を取り巻く状況が少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、節水型社会への変化など転換期を迎えておりまして、また施設の老朽化対策についても喫緊の課題となっております。

本組合といたしましては、最重要課題としても申し上げましたが、下水道を利用される方に対し下水道サービスを持続的、安定的に提供できるよう、今後もより一層の経営の健全化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

○6 番（友田雅明議員） 了解しました。

○小澤 弘議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長の挨拶

○小澤 弘議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、早朝よりご出席をいただき、ありがとうございました。また、スムーズな議事進行にご協力いただきまして感謝いたします。

ここで、鶴ヶ島市より選出されました議員の皆様方におかれましては、4月の任期満了に伴う改選のご健闘を心からお祈り申し上げます。

さて、年度末を迎え、議員各位におかれましては時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じます。くれぐれもご自愛いただきまして、両市並びに本組合の発展のため、より一層のご尽力を賜りますよ

うお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎管理者の挨拶

○小澤 弘議長 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員皆様方のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。

まだまだ寒暖差の激しい日が続いておりますので、議員皆様方におかれましては、お体を十分ご自愛の上、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前 11 時 00 分)

○小澤 弘議長 これをもちまして、令和 5 年 3 月第 1 回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。